

知って納得！ 介護保険福祉用具



介護保険で『福祉用具』はレンタルや購入ができるって聞いたのだけど…？



要介護認定または、要支援認定を受けた方であれば、**下記2つのサービスがご利用できます。**

1

入浴や排泄等の、貸与(レンタル)になじまない『**特定福祉用具販売**』購入したあと、9割分が支給されます。(償還払い)【対象用具は下記を参照】
※平成18年4月から事業者指定制度が導入され、10桁の事業者番号を取得している指定販売事業者より購入した場合のみ、給付対象となります。

2

車いすやベッドなどを事業者から1割の負担で借りる『**福祉用具貸与(レンタル)**』【対象用具は裏面を参照】
※身体状況により使用が想定しにくい用具については、対象とならない場合があります。



ご注意

※要介護認定または、要支援認定を受けた方でも対象とならない用具があります。
※施設入所中、入院中の方は対象となりません。
※用具は、標準的な既製品の中から選択されます。
車いすなどの一部の福祉用具には個人にあわせて調整できるものもあります。
事前に介護支援専門員等にご相談ください。



1

特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売において購入したあと、9割分が支給される福祉用具

腰掛便座	①和式用腰掛け便座 ②補高便座 ③昇降機能付き便座 ④ポータブルトイレ
自動排泄処理装置の交換可能部品	レシーバーやチューブなどのうち尿や便の経路となるもの
入浴補助用具	①入浴用いす ②浴槽用手すり ③浴槽内いす ④入浴台(バスボード) ⑤浴室内すのこ(全面に敷き段差を解消するものに限る) ⑥浴槽内すのこ(全面に敷き段差を解消するものに限る) ⑦入浴用介助ベルト(体に巻き付けて使用するものに限る)
簡易浴槽	容易に移動できるもの(取水と排水のために工事を伴わないもの)
移動用リフトのつり具の部分	身体に適合するもので、移動用リフトに連結可能なもの

2

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与において事業者からの貸与(レンタル)により使う福祉用具

ご注意

購入費は支給対象とはなりません！
居宅サービス計画(ケアプラン)の中に組み込む必要がありますので、必ず担当の介護支援専門員(ケアマネジャー)に、ご相談ください。



車いす/付属品	■ 車いす ①自走用標準型車いす ②普通型電動車いす ③介助用標準型車いす ■ 車いす付属品 ①クッション又はパッド ②電動補助装置 ③テーブル ④ブレーキ
特殊寝台/付属品	■ 特殊寝台 サイドレール(さく)が取付け可能なもの、背部又は脚部の角度調整と高さの調整が可能なもの ■ 特殊寝台付属品(特殊寝台と一体的に使用されるものに限る) ①サイドレール ②マットレス ③ベッド用手すり ④テーブル ⑤スライディングボード・スライディングマット等 ⑥介助用ベルト(入浴用介助ベルトを除く)
床ずれ防止用具	①送風装置や空気圧調整装置を備え、空気パッドが装着された空気マットで、体圧分散を目的としているもの ②水・エア・ゲル・シリコン・ウレタン等からなる全身用マットで体圧分散を目的としているもの
体位変換器	体位変換を容易にできるもの ※体位保持のみ目的とするマット等は除く
手すり	取付けに工事(ネジどめ等)が必要ないもの
スロープ	段差解消を目的とし、取付けに工事が不要なもの ※個別に改造したものや持ち運びが困難なものは除く
歩行器	歩行機能を補う機能があり、移動時に体重を支える構造になっているもの
歩行補助つえ	①松葉づえ ②カナディアン・クラッチ ③ロフストランド・クラッチ ④プラットホームクラッチ ⑤多点杖
認知症老人徘徊感知機器	認知症による徘徊で、屋外に出ようとした時や屋内のある地点を通過した時にセンサーにより感知し通報するもの
移動用リフト	①床走行式 ②固定式 ③据置式 身体をつり上げ移動する機能があるもの ※つり具の部分を除く
自動排泄処理装置	尿又は便が自動的に吸収されるものであり、かつ、尿や便の経路となる部分を分割することが可能な構造を有するものであって、容易に使用できるもの



ケアショップ しんわホーム

電話 ▶ 0824-55-2319 大津建設(株)

FAX ▶ 0824-55-3451

営業時間 ▶ 8:00~17:00

営業日 ▶ 月~土曜日

第2・4土曜日、年末年始、G.W.、お盆を除く

住所 ▶ 〒728-0115 三次市作木町大津398-1

住宅改修についてもお気軽にお問い合わせください！